

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月25日

豊田市長 殿

提出者

住 所 愛知県豊田市高丘新町天王1番地

氏 名 株式会社アイシン 新豊工場

工場長 和田 英之

電話番号 0565-54-8611

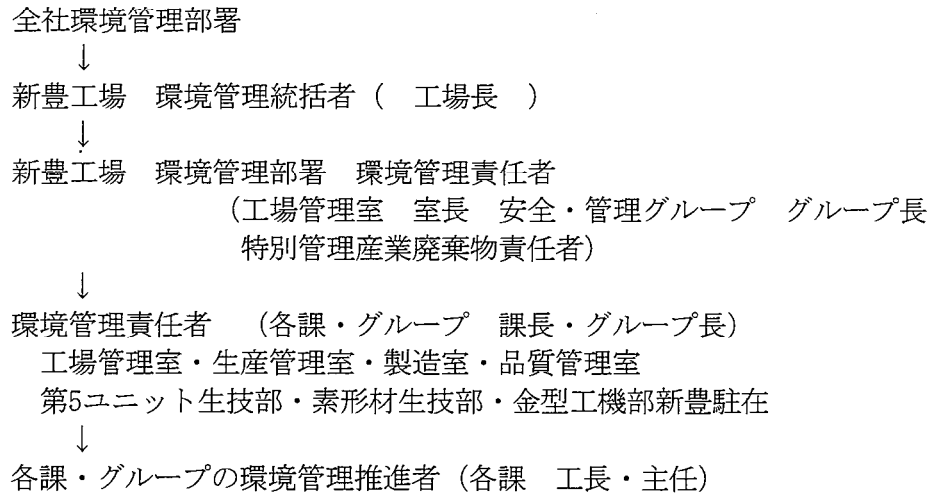
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アイシン 新豊工場
事業場の所在地	愛知県豊田市高丘新町天王1番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 1882億円
③ 従業員数	1634人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥：中間処理業者に委託して焼却、乾燥・脱水後、残渣は建設材料として再資源化または埋立 廃油：中間処理業者に委託して油水分離後燃料として再資源化 廃酸：中間処理業者に委託して中和処理後、残渣は建設材料として再資源化 廃アルカリ：○濃縮処理（社内処理）後、 中間処理業者に委託して中和処理後、残渣は建設材料として再資源化 ○中間処理業者に委託して中和処理後、残渣は建設材料として再資源化 廃プラ：○粉碎（社内処理）後、燃料として再資源化 ○中間処理業者に委託して破碎または圧縮成形後、燃料として再資源化 ○中間処理業者に委託して焼却後、残渣は建設材料として再資源化または埋立 木くず：中間処理業者に委託して粉碎後、燃料として再資源化 金属くず：○選別（社内処理）後、原材料として再資源化 ○中間処理業者に委託して破碎選別後原料として再資源化 ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず： ○中間処理業者に委託して破碎選別後、原材料として再資源化または埋立 がれき類：処理業者に委託して埋立 （水銀製品）照明機器・電池類：中間処理業者に委託して破碎選別後、原材料として再資源化または埋立

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	
	廃プラ・金属屑・複合物の分別徹底による有価化		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	
	（今後実施する予定の取組）		
	廃プラ・金属屑：分別徹底を継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチックの分別の実施により有価化率向上
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチックの自社中間処理により有価化になる物の分別

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) 再生利用実績は無し。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) 現時点で再生利用の計画は無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) ・ 含水廃油・切削油等を油水分離装置にて油分を取り除き後濃縮装置処理し社外処理の低減		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) ・ 濃縮装置処理方法見直しにて社外処理量の低減 ・ 樹脂製品の分別・粉碎による有価化		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分実績は無し。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分の計画は無し。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	（これまでに実施した取組） 分別を徹底し、再生利用業者への委託を推進。 産廃処理の再分別による有価物化の推進		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物業者の現地確認を強化し適正処理の監視強化。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2023年度実績及び2024度目標値

[illegible]